

2010年4月16日

厚生労働大臣 長妻 昭 殿

全国金融労働組合連合会
中央執行委員長 松木 静雄

金融機関の労働実態改善のための指導強化の要請

労働行政での日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、金融の職場では、労基署の指導などにより改善されてきているとはいえ、依然として賃金不払い残業が横行しています。労基法第41条の管理監督者の実態が備わっていないのに、肩書きだけで時間外労働手当の支給対象から外している「名ばかり管理職」も、多くの金融機関で存在しており、是正が必要です。

「派遣切り」などが社会問題になっていますが、金融機関に働く派遣労働者の多くは、金融機関自らがつくった派遣会社からの派遣であり、実質的には「専ら派遣」に当たるといわざるを得ません。さらに、専門26業務の「事務用機器操作」や「ファイリング」といっても、専門的といえない一般事務に従事している者が殆どで、是正が急務です。

また、慢性残業や休日出勤が多かったり、有給休暇が取れなかったりするなど、金融機関の年間総労働時間は短縮されていません。長時間過密労働で健康に不安を持つ労働者が増えており、成果主義のもとでのパワハラなどとも相俟って「心の病」も広がっています。

つきましては、金融機関の厳しい労働実態を改善し、働きやすい職場をつくるため、とくに次の事項について監督・指導を強めていただきたく、要請いたします。

記

1. 金融機関の「名ばかり管理職」の実態を調査し、旧労働省通達（1977年2月28日付、同12月27日付）に基づき指導すること。
2. 金融機関の専門26業務と称した違法派遣を是正させるため、金融機関の業界団体を指導すること。
3. 職場での「メンタルヘルス対策」を徹底させるとともに、うつ病などで労災申請があった場合は速やかに認定すること。

以 上